

ひとはこ市 ～手づくりマーケット～ 開催概要

■コンセプト

“手づくり、まごころ溢れる市民マーケット”

ファッション・アクセサリー・インテリア・雑貨等のハンドメイド作品から絵画や写真、イラストレーション等の平面作品、更にケーキやマカロン、クッキー、紅茶、はちみつ等の手作りフード商品など幅広いものづくりを軸とした市民マーケット
市民クリエイターによる発表の場の創出と作り手・買い手が直接交流し、手づくり、まごころ溢れる空間を創ります

■大切にしたいこと

- ・まごころが溢れる贈り物(商品・作品)であること
- ・関わるすべての人でにぎわい溢れる場を創り上げること
- ・作り手と買い手にとって新しい発見となる場を創ること

■開催日時

奇数月第1日曜日/10:00～16:00

■開催場所

半田赤レンガ建物(館内・芝生広場周辺)

■問い合わせ先

半田赤レンガ建物

(TEL) 0569-24-7031 (FAX) 0569-24-7033

(E-mail) handa-akarenga@toyota-ep.co.jp

■半田赤レンガ建物公式HP

handa-akarenga-tatemono.jp

■主催者

半田赤レンガ建物(指定管理者:株式会社トヨタエンタプライズ)



ひとはこ市 ～手づくりマーケット～ 出店募集要項

■出店条件

- ・手づくり、まごころ溢れるものづくりをしていること
- ・おもてなしの心を持って接客ができること
- ・出店募集要項にすべて同意いただけること(応募された場合、同意いただいたものとみなします。)

■選考方法

出店条件を満たす応募者の中から、提出物(応募用紙・写真)をもとに出展内容や展示方法などを考慮した上で、事務局にて選定いたします。提出物に不備があった場合は、応募不可となりますのでご注意ください。選考結果について内容照会などのお問合せには一切お答えすることができません。ご理解、ご了承の上お申し込みください。

■提出物

- ・出店申込書
- ・出店予定の商品写真
- ・出店者プロフィール写真
- ・店舗ロゴデータ
- ・出店販売風景の写真
- ・営業許可書のコピー(飲食出店者)
- ・企画書(ワークショップ出店者)
- ・HP掲載情報
- ・車検証コピー(キッチンカー)
- ・食品営業賠償共済加入者証(飲食出店者)

■出店可能なジャンル

フード/クラフト/ワークショップなど

■出店料

- ・飲食(露店/キッチンカー) 2,000円
- ・飲食(物販) 1,500円
- ・物販 1,500円
- ・クラフト物販/リラクゼーション 1,500円
- ・ワークショップ/生鮮品販売 1,500円

※電気使用料は出店料に含みます。

出店申込時に申請をお願いします(発電機持込不可)

【許可関連】

露店/キッチンカーでの販売(イベント会場で調理して販売)の場合は、営業許可証の提示を必ずお願いいたします。(各自取得願います)

食物販売(弁当や焼き菓子等調理済の商品を販売)の場合は、営業許可証および食品表示表の添付(パッケージに責任者、連絡先、賞味期限を明示)をお願いします。

■ブースサイズ

- ・原則として、2.5m×2.5m ※キッチンカーを除く
- ・1ブースにつき出店できるのは1屋号までとさせていただきます。
- ・出店レイアウトは主催者より決定し、事前にご案内をさせていただきます。

■貸出備品

- ・テント:1張(サイズ:2.4m×2.4m/色:ホワイト) 無料
- ・長机:1本、パイプ椅子2脚 無料

上記はすべて事前申請が必要です。備品保管場所から各自で移動・返却をお願いいたします。

また、数に限りがございますので、お持ちのテント等の持参をお願いする場合がございますのでご了承下さい。

※テントを持参する場合は、「白」「ベージュ」いずれかの色のテントをご用意していただきますようお願いいたします。

■当日の搬出入について

- ・搬入車両は、必ず指定された関係者駐車場に駐車をお願いいたします。
- ・搬入後の駐車車両は原則1台でお願いいたします。(複数台をご希望される場合は、主催者に別途ご連絡ください。)
- ・車両駐車許可書、関係者駐車場の詳細については後日メールもしくは郵送にてご連絡させていただきます。
- ・搬入時間 8:00～9:00までに荷下ろしを済ませ、車両の移動をお願いいたします。
- ・搬出時間 16:00～18:00には、完全撤収をお願いいたします。
- ・搬出時間前の撤収は原則禁止とさせていただきます。(完売の場合は、店頭に掲出をお願いいたします。)

■出店に際してのお願い

- ・館内での火気使用は厳禁です。また、屋外での火気の使用については、事前の申請をお願いいたします。
- ・火気器具を使用の場合は必ず器具周りを3方向囲い養生を行ってください。
- ・販売は原則出店者が行ってください。
- ・衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないように注意してください。※衛生的な服装、マスクの着用等
- ・キッチンカーでの販売に際しては、マスク、帽子、エプロン、手袋を必ず着用して販売してください。
- ・飲食商品を出店される場合、メニューのアレルギー表示(7大アレルゲン)をお願いいたします。
- ・主催者および保健所等により指示があった場合は、指示に従った販売をお願いいたします。
- ・当日に出るごみは必ず各自でお持ち帰りください。
- ・周囲に対して美観を損ねる、風紀を乱す等の行為はお断りいたします。
- ・出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故・苦情に対して全ての賠償責任を負っていただきます。
- ・キッチンカー/テント販売(食品)出店の際には、売上は正確に申告してください。
- ・物販販売での出店の際は、当日の売上やお客様動向等の情報提供にご協力をお願いいたします。
- ・主催者が会場内で撮影する写真は公式HP,SNS,広報活動に使用させていただく場合がございます。

■雨天時の開催可否

- ・荒天を除き、雨天の場合でもイベントを開催いたします。
- ・強風、豪雨等の警報などにより開催が難しいと主催者が判断した場合は、開催日の前日13時まで公式HP上にて発表し、応募書類に記入いただいたメールアドレスに連絡をさせていただきます。

■応募締切の期日

開催日の3か月前までを応募申込の締切とさせていただきます。
審査後、開催日の2か月前までに出席可否を通知いたします。

■キャンセルについて

キャンセルの場合は、開催日の30日前までにお知らせください。
それ以降のキャンセルが発生した場合、事務局が止むをえないと判断した事情以外につきましてはその後の出店をお断りさせていただくことがございますので、ご了承ください。

■出店料等の支払い期日

出店当日に現地現金払いにて出店料等のお支払いをお願いいたします。

■保険

主催者は「施設賠償責任保険」に加入し、施設の構造上の欠落や管理の不備による対人・対物事故施設の方法に伴う仕事の遂行上に不注意によって生じた対人・対物事故について保障いたします。
※上記範囲外の事故や怪我等については、各自の責任となります。

■露店等営業規則

- 第1条 主催者および露店等の営業者は、ひとはこ市開催のために必要もしくは有用な資格、認証を備え、かつ、取引の性質に応じ、その履行の結果のみならず過程においても、安全・環境その他の事項に関して、法令もしくは社会通念上要求される業務上の注意義務を忠実に履行するものとする。
- 第2条 主催者が必要に応じて示す安全および環境に関する各種基準を遵守するほか、イベント開催期間中、当該時点で効力を有する法令、規制、条例等に定められた基準を遵守しなければならないものとする。
- 第3条 露店等の営業者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や使用人の氏名、住所、生年月日、取扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために主催者が規定する事項について、同意をした上で出店申込書により、主催者へ提出し、出店許可を得なければならない。
- 第4条 主催者は、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者および使用人等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて関係機関に意見を聞くことができる。

第5条 主催者は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- 1 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)である場合
- 2 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合
- 3 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず金品を提供すると認められる場合
- 4 露店等の出店許可を得ようとする者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

第6条 露店等の営業者は、事務局が発行した出店許可証を店舗の外部からわかり易い場所に提示して、営業を行わなければならない。また、食品衛生責任者の資格保有者が必ず1名以上常駐しなければならない。

第7条 主催者は、次に掲げる場合において各号の一に該当する場合、何らの催告を要することなく出店許可を取り消すことができる。

- 1 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- 2 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- 3 出店許可を得た者と租に出店している者が、異なることが判明した場合
- 4 出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- 5 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- 6 露店等において、反社会的勢力を従業員として使用した場合
- 7 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合
- 8 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- 9 主催者の関係者の指示に従わない場合
- 10 主催者が定める諸規定にそぐわない行為を行った場合

第8条 露店等の営業者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を主催者へ提出しなければならない。

第9条 露店等の営業者は、責任者又は使用人等を露店等の営業に従事させるときは、店舗ごとに責任者および使用者一覧表の写しを備付けなければならない。露店等の営業者もしくは店舗ごとの責任者又は使用人は、主催者から、責任者及び使用者一覧表の写しの提示を求められたときは、これに従わなければならない。

第10条 主催者および露店等の営業者は、露店等の営業を通じて知り得た相手方の営業上または技術上の機密を、ひとはこ市以外のいかなる目的にも使用してはならず、第三者に漏洩してはならない。また、相手方の事前の承諾を得ないで、第三者に開示してはならない。

第11条 上記第10条は、ひとはこ市終了後もなおその効力を有する。

第12条 主催者および露店等の営業者は、機密情報および個人情報(以下、機密情報等という)に対する不正アクセス、または機密情報等の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講じなければならない。

第13条 主催者および露店等の営業者は、国内外で適用される贈収賄に関する法令、規制等を遵守する。営業または営業上の便宜を、獲得または維持することを目的として、直接または間接に次に定める事項を行ってはならない。

- 1 第三者に不正行為を行わせるために、金銭その他の利益もしくは便益の提供、提供の約束、提供の申し出を行なう。
- 2 公務員その他これに準ずる者に影響を与えるために、金銭の提供等を行なうこと。
- 3 その他、前二号に準ずる行為を行なうこと。

第14条 主催者および露店等の営業者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律、その他国内外の競争法令を遵守することにより、公正かつ自由な競争を確保する。

第15条 露店等の営業者は、住所、代表者等、出店申込書で提出した情報に変更が生じる場合、すみやかに主催者に通知しなければならない。

第16条 主催者および露店等の営業者は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、ひとはこ市における自己の権利または義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡、継承または担保提供してはならない。

第17条 ひとはこ市に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 募集要項等に定めのない事項、または、解釈について疑義を生じた場合には、主催者および露店等の営業者は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。